種別に属する機械及び装置の型式区分のうち販売開始日が最も新しい型式区分に次いで新しい型式区分に属する機械及び装置（当該最も新しい型式区分に属する機械及び装置がロの要件を満たしているものに限る。）

ロ　（略）

表

二　機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が十五パーセント以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備	当該投資計画に基づき設備の取得等（取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この号において同じ。）又は製作若しくは建設をいい、建物にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をする年度の翌年度から、当該取得等をする設備の耐用年数のうち最も長い耐用年数の全部を経過する日の属する年度までの各年度の設備の取得等により増加する営業利益の額（設備の取得等をする年度の翌年度から起算して五年度以上十年度以内の事業者が任意に設定する年度の翌年度以降にあっては、当該設定する年度における設備の取得等により増加する営業利益の額）と当該投資計画に基づき取得等をする設備の減価償却費の額の合計額を平均した額÷当該投資計画に基づき取得等をする設備の取得価額の合計額

種別に属する機械及び装置の型式区分のうち販売開始日が最も新しい型式区分に次いで新しい型式区分に属する機械及び装置（当該最も新しい型式区分に属する機械及び装置がロの要件を満たしているものに限る。）

ロ　（略）

表

二　機械及び装置、工具、器具及び備品（サーバー用の電子計算機にあっては、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。）、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が十五パーセント以上（中小企業者等にあっては、五パーセント以上）となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備	（営業利益＋減価償却費）の増加額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三年度の平均額）÷設備投資額（設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額）

（特定生産性向上設備等の確認の申請）

第六条　法第二条第二十項の確認を受けようとする事業者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、様式第一による確認申請書（以下この条及び次条において「確認申請書」という。）を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　確認申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの

二　法第二条第二十項の確認を受けようとする生産性向上設備等の導入に係る前条第二号に規定する投資計画（以下「特定生産性向上設備等投資計画」という。）

三　当該特定生産性向上設備等投資計画に係る経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類

四　当該特定生産性向上設備等投資計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

五　申請者が、特定生産性向上設備等の導入に伴い、特定生産性向上設備等投資計画に基づき特定生産性向上設備等の導入を開始する事業年度以後の各事業年度の設備の導入、研究開発その他の事業の成長発展を図るための事業活動に係る費用の額を売上高で除して得た数を将来増加させていく旨を記載した書類

六　申請者が受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第五項に規定する中小受託事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針を宣言していることを公表していることを示す書類

七　申請者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ　暴力団員等

ロ　暴力団員等が役員にいる会社

ハ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

第六条　削除